

2020年 3月18日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都地方労働組合総評議会
議 長 梶川 憲

新型コロナウイルス対策に関する緊急要請書(第一次)

日頃より、府民のいのちと暮らしを守るために、ご尽力されておられることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染が府内でも確認され、市中での感染拡大の防止に、官民をあげてのとりくみが一層求められています。同時に、インバウンド・ビジネスの急激な冷え込みや、製造業のサプライチェーンへの打撃、感染予防としての各種イベント事業中止などによる地域経済への打撃、また、学校等の休校を契機に、深刻な雇用と生活の悪化が既に生じています。

つきましては、本件への対策について、下記のとおり緊急に要請します。

記

1. 以下の事項について、労働局、京都市、および、経済団体とも連携した取り組みを強めること。
 - ①企業・労働者の現場実態の聴取及び把握を強化すること。
 - ②府民に過剰な不安を与えないよう、正確で必要な情報について発信すること。
 - ③企業に対して、労働安全衛生法に定めるところの健康確保の履行、及びパワハラ防止等の監督指導をすすめるとともに、有給による病気休暇の整備促進など、労働者が働きやすく、休み易い職場環境整備を行うよう、国・京都市等と連携した取り組みおよび、経済団体に対する要請を行うこと。
 - ④企業の休業判断による休業命令に対し、賃金全額の補償（民法第 536 条 2）どころか、休業手当（労働基準法第 26 条；最低 6 割）すら支払われないなどの労働相談が寄せられていることから、賃金請求権の原則と労働基準法に基づく休業手当の周知と、労働相談への迅速な対応、及び使用者への是正指導を行うこと。
 - ⑤インバウンド関連事業をはじめとした中小零細企業においては、受注減少や先行き見通しの厳しさ等を理由とした解雇、雇止め、委託契約の解除などが起きている。今回の事態を口実にした解雇や契約打ち切り、内定の取り消し、雇用削減を行わないよう指導すること。
 - ⑥テレワーク導入に際しては、8 時間労働制の原則にのっとった運用を行うよう企業に対して指導すること。安易な裁量労働制の導入は行わないよう法令に定められた手続きや要件を周知すること。また時差出勤のためにフレックスタイム制を導入する場合も、法令に定められた手続きや要件を周知すること。
2. 公立私立を問わず、学校の休校、さらには感染症拡大に伴う学童保育、保育所、介護施設等の閉鎖等といった事態に対処するため、保護者・介護者が仕事を休まざるをえない状況に対応し以下の点に対応すること。
 - ①有給による特別休暇制度を新設して助成を行うよう国に求めるとともに、府独自にも労働者直接支援となる制度をつくること。また、3 月 10 日に国が発表したフリーランスへの所得補償額の抜本的な引き上げを国に求めること。

- ②3月2日に国が発表した新制度は、子どもの対象年齢が小学校等に限定されているため、これを中学校まで広げるとともに、手当の上限額が低すぎることから、雇用保険の基本手当の引き上げとあわせて、改善すること。
 - ③この臨時措置の手続きにあたっては、職場における弾力的な運用でよいものとし、書類作成などの手続きを簡便なものとする。
 - ④周知徹底については、労働局・京都市等と連携して、事業者と労働者双方への周知を図るとともに、申請などについて、ワンストップで解決できる相談窓口を設定すること。
 - ⑤休校が始まった時期にさかのぼって、対応すること。
3. 企業の休業などの事態に対し、雇用を守る観点からの施策を国の施策をふまえて強化すること。雇用調整助成金の特例措置について、府として労働局等関係機関と連携して、周知徹底、利用促進を図ること。
4. 本件によって事業活動の影響を受け業況が悪化する企業に対して、緊急融資対応にとどまらず、税の減免や猶予、府独自の補助金など企業への直接的な減収対策を新設すること。また、国に対して要請すること。
5. 以下の内容について、国に要請すること。
- ①国の責任で全ての労働者が賃金・生活上心配なく休むことのできる補償及び休暇制度を新設すること。また、フリーランス等についても休業補償を支給すること。
 - ②低賃金労働者の救済策として、労働基準法を改正し、休業手当の最低基準の割合を6割よりも引き上げる改善を図ること。
 - ③雇用調整助成金の特例措置が適用される対象を、現行の「日中間の人の往来の急減により影響を受ける事業主」に加え、「中国等での生産減少や感染予防対策による事業中止等の影響を直接・間接に受ける事業主」とすること。中小企業に対する助成率を改善し給与全額の補償を実施すること。
 - ④雇用調整助成金の要件のさらなる緩和に加え、同様の制度枠組みで委託契約の解除防止と休業補償となる特別助成措置を実施すること。
 - ⑤消費税率の引き下げを実施すること。
6. 今後、激増する助成金申請の迅速・適正な執行及び業務の増加による職員のメンタル疾患等の救済のために、職員的大幅増員と配置を図るとともに、職員が安心して休める労働環境整備を行うこと。

以上